

令和5年度東京都北区 雇用調整助成金等申請支援補助金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国の助成金（雇用調整助成金等）を受けようとする区内事業者が、支給申請の代行事務を社会保険労務士に依頼する場合の費用の一部について、区が補助することにより、区内事業者の事業活動や雇用の継続を支援します。

対象となる方

次のすべてに該当する方が対象となります。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者（※）
- (2) 北区内に本社または主たる事業所等があること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により、雇用調整助成金等の決定を受けていること。
- (4) 雇用調整助成金等の支給申請に関する代行事務を社会保険労務士に依頼し、その費用を支払っていること。
- (5) 同一内容で他の公的助成を受けていないこと。
- (6) 法人事業税、法人住民税（個人事業者の場合は個人事業税及び特別区民税・都民税）等を滞納していないこと。

※その他、中小企業に準ずる規模の法人等も対象となります。

補助対象経費

以下の国の助成金の申請に係る社会保険労務士の代行費用

- (1) 雇用調整助成金
- (2) 緊急雇用安定助成金

※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置を受ける場合に限りです。

※令和5年3月1日から令和5年12月31日までに支払った代行費用が対象です。

補助金額

補助対象経費の全額で上限10万円

※雇用調整助成金等の支給申請が複数回にわたる場合は、社会保険労務士へ支払った金額の合算額を対象経費とします。

※令和5年度の区に対する申請は一度限りとなります。

申請期限

令和6年1月31日（水）まで（必着）

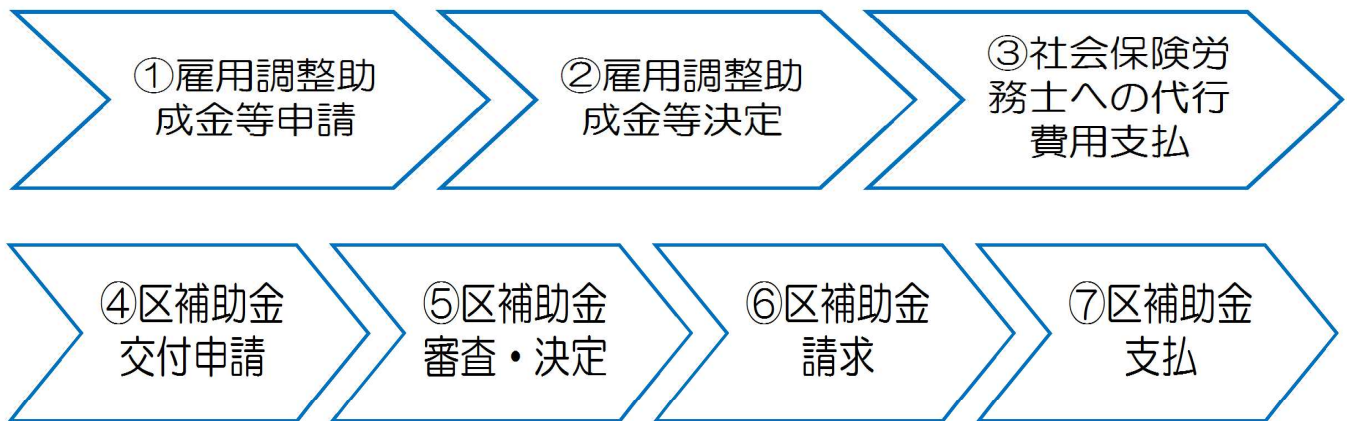
（裏面あり）

申請書類等

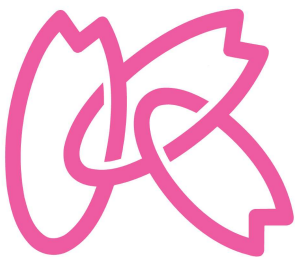
雇用調整助成金等の決定後に、以下の書類を添えて申請してください。
なお、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、郵送での提出にご協力ください。

- (1) 令和5年度東京都北区雇用調整助成金等申請支援補助金交付申請書
- (2) 雇用調整助成金等の支給申請書（コピー可）
- (3) 雇用調整助成金等の決定通知書（コピー可）
- (4) 社会保険労務士への代行費用の支払いが確認できる書面の写し
- (5) 本社または主たる事業所が北区内であることが確認できる書類
（法人）履歴事項全部証明書（コピー可）
※申請日より3か月以内に発行のものに限ります
（個人）開業届（コピー可）
- (6) 法人事業税等の滞納がないことを確認できる書面
（法人）法人事業税納税証明書及び法人都民税納税証明書（コピー可）
（個人）個人事業税納税証明書及び特別区民税・都民税納税証明書
（居住地用と事業所用）（コピー可）

補助までの流れ



問合せ・申請先



東京都北区 産業振興課 産業振興係
〒114-8503 東京都北区王子1-11-1 北とぴあ11階
TEL 03-5390-1234

申請書は北区のホームページからダウンロードできます。
<https://www.city.kita.tokyo.jp/sangyoshinko/koronakoyoutyousei.html>